

平成 25 年度
包括外部監査の結果報告書
【概要版】

(テーマ) 歳入に関する事務の執行について

平成 26 年 3 月
山形県包括外部監査人
尾形吉則

概 要 版

第1章	総論.....	2
第1	包括外部監査の概要.....	2
1	監査の種類.....	2
2	選定した特定の事件（テーマ）.....	2
3	特定の事件を選定した理由について.....	2
4	包括外部監査の実施期間.....	3
5	包括外部監査の対象期間.....	3
6	包括外部監査の方法.....	3
7	包括外部監査人および補助者の氏名・資格.....	4
8	利害関係.....	4
第2	県の財政の概況.....	5
第3	包括外部監査の監査結果.....	7
1	監査の結果について.....	7
2	監査結果及び意見の要約リスト.....	8

概 要 版

この概要版は平成 26 年 3 月 14 日付けで作成された「平成 25 年度包括外部監査結果報告書及びこれに添えて提出する意見」の記載を要約したものです。

第 1 章 総論

第 1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項および第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

歳入に関する事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由について

山形県を取り巻く環境は、少子高齢化を伴う人口減少、社会保障関連経費の増加、歳入の減少等、全国的な状況と同様に非常に厳しい状況にある。このような環境の中、山形県では、平成 25 年 3 月に今後 4 年間の県の行財政改革の方向性を示す「山形県行財政改革推進プラン」を策定しており、この中で「持続可能な財政基盤の確立」が掲げられている。

監査人の考えとしては、財政健全化に向けては、行政経費の節減、事務の効率化の徹底、総人件費の抑制などによる歳出の見直しが重要であることは当然のことである。同時に、年々歳入規模が減少している現状を鑑みると「歳入の確保」が重要な課題となる。このためには、県税徴収率改善の取組みは十分か、未収金発生 of 未然防止・早期回収は推進されているか、収入に係るコスト意識の醸成がなされているか、新たな財源確保に努めているか、等の様々な視点からの取組みが求められる。

「山形県行財政改革推進プラン」では、歳入の確保方法として、

- ① 県税収入の確保
- ② 未収金対策の推進
- ③ 受益者負担の適正化
- ④ 多様な財源の確保

概 要 版

が挙げられており、取り巻く環境が厳しく財政基盤の確立にとって重要な時期であればこそ、県における改革の方向性と機軸を合わせつつ、包括外部監査人としても歳入事務全般について総括的に検討し意見を述べることは意義の大きいことと考え、今回の包括外部監査テーマに選定した。

4 包括外部監査の実施期間

平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの期間、監査を実施した。

5 包括外部監査の対象期間

原則として平成 24 年度の執行分
(必要に応じて他の年度も対象とする。)

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 収納事務が法令、規則等に準拠しているか
歳入に関する収納事務手続きが定められた方法に基づき行われているかに着眼する。
- ② 他自治体、民間事例に照らし使用料・手数料の設定水準は妥当か
使用料収入や手数料収入で山形県の裁量で金額の決定が可能な項目について、その設定水準が妥当かについて着眼する。
- ③ コスト意識を持って徴収事務が行われているか
徴収事務を行うに当たり、収入規模にふさわしくない事務費がかかっているかコスト意識の観点に着眼する。
- ④ 多様な財源確保に努めているか
県として新たな財源となる項目がないか、また既存収入の収入増加が見込まれる項目がないか、基金・特別会計資金は有効に活用されているかについて着眼する。

(2) 監査手続

- ① 資料の閲覧、分析等
- ② 各部局へのヒアリング

概 要 版

- ③ 歳入事務執行の現場調査（原始証憑の査閲と証憑突合）
- ④ 検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑤ その他必要とした手続き

7 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公 認 会 計 士 尾 形 吉 則

(2) 補助者

公 認 会 計 士 柴 田 真 人
公 認 会 計 士 近 芳 弘
公 認 会 計 士 野 崎 由 紀 子
公 認 会 計 士 天 野 孝 俊
公 認 会 計 士 松 田 卓 也
公 認 会 計 士 鎌 田 礼 哉

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人および補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

概 要 版

第2 県の財政の概況

平成 24 年 12 月の政権交代後の経済政策（いわゆるアベノミクス）により円安・株高が進み、日本経済は全体として景気回復に向けた動きが見受けられ、個人消費も消費マインドの改善により一部回復の兆しが現われている。企業の設備投資や個人の所得は持ち直しつつあるが、平成 26 年 4 月の消費税増税、燃料費高騰等の不安定要素が大きく、先行きの景気回復については依然として不透明な状況で推移している。

こうした状況のなか、地方財政は程度の差はあるものの、総じて厳しい状況にあり、山形県においても例外ではない。

過年度の歳入決算額の推移からは、平成 24 年度にはやや持ち直したものの自主財源である「県税」の減少傾向がうかがえる。また、歳出決算額からは民生費（介護保険制度の推進や子育て家庭への支援）や商工費（商工業や観光の振興）の伸びがうかがえる。

「山形県財政の中期展望（平成 26 年 2 月 総務部）」によれば、平成 26 年度一般会計当初予算では、県税収入が増収となる一方で、社会保障関係経費や公債費等が増加することにより、159 億円の財源不足が生じたとある。県有財産の売却や有効活用、基金や特別会計資金の活用、県債の活用等によりさらなる歳入確保を図り、人件費の縮減や行政経費の節減・効率化に取り組んだ結果、全体として 98 億円の財源確保により財源不足を圧縮し、不足する 61 億円については、調整基金を取り崩して対応している。平成 26 年度末の調整基金予算残高は 240 億円であり、県の貯金は低水準にあるといえる。

平成26年度一般会計当初予算では、県税収入が増収となる一方で、社会保障関係経費や公債費等が増加することにより、159 億円の財源不足額が生じました。

これに対し、県有財産の売却や有効活用、基金や特別会計資金の活用、県債の活用等により、さらなる歳入確保を図るとともに、人件費の縮減や行政経費の節減・効率化に取り組み、より一層の歳出削減に努めました。その結果、全体として98 億円の財源確保対策を講ずることで、財源不足額を圧縮し、なお不足する61 億円については、調整基金を取崩し収支の均衡を図りました。

今後を展望すると、一定の経済成長が見込まれたとしても、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどによって、ここ数年は引き続き多額の財源不足額が生じるものと見込まれます。

この「山形県財政の中期展望」は、財政収支の中期的な見通しを示すとともに、財源不足額の解消のための対策検討の指針とするものです。

「山形県財政の中期展望（平成 26 年 2 月 総務部）」より抜粋

こうした状況において、歳入・歳出の両面から財源不足解消に向けた取組みが必要であることは明確である。歳出面においては、事務事業の見直し、行政経費の節減、事務

概 要 版

の効率化・適正化、組織のスリム化等が具体的な検討課題となろう。

一方、歳入面においては、景気の回復基調により県税収入の伸びは期待できるが、平成 26 年 4 月からの消費税の増税を控え、その効果の持続性は不明確である。

こうした厳しい状況のなか、「山形県行財政改革推進プラン（平成 25 年 3 月）」に示されるように、収納率アップによる県税収入の確保、未収金発生防止と早期回収、使用料・手数料収入の適正化、多様な財源確保といった政策が近々の課題である。

今年度の包括外部監査は、山形県におけるこれらの歳入確保の取組みの現状を把握し、分析することによって、その改善策や意見を提言することとした。

概 要 版

第3 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果および意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令等に照らして違反または不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項または検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果および意見については、特段の断りがない場合は、平成26年1月末現在での判断に基づき記載している。

概 要 版

2 監査結果及び意見の要約リスト

NO	監査結果及び意見要約	区分	報告書 ページ
使用料及び手数料収入			
1	<p>(土地建物使用料)</p> <p>庁舎の一部を使用する民間団体について</p> <p>原則として、収益事業を行う民間団体には使用許可を出すことはできないが、例外的に使用を許可し、当該庁舎使用に係る使用料について過去の経緯から 100%減免を行っている例がある。県と当該民間団体との間で、詳細な使用期間の取り決めがないのが現状であり、民間団体の庁舎使用について、減免期間を含めた今後のあり方を明確にするよう検討されたい。</p>	意見	P28
2	<p>(土地建物使用料)</p> <p>使用許可及び減免に係る事務について</p> <p>実務上、使用許可及び減免に係る事務について、担当者が判断に迷う使用許可申請または減免申請がある。「Q&A」の作成、研修体制の充実、本庁所管課における過去事例の引き継ぎ等より、実務の効率化を図りながら、使用許可業務が円滑に行われる対応を検討されたい。</p>	意見	P28
3	<p>(パーキングメーター作動等手数料)</p> <p>パーキング・メーターの設置継続の要否について</p> <p>パーキング・メーターの運用について、費用が収入を上回る状態にある。しかし、駐車違反を防止するとの観点からは、財務情報だけをもって、パーキング・メーターの要否を検討すべきではない。道路の占用は交通安全の観点から制限されるべきである法律の趣旨、駐車している車によって通行が阻害されていることなども総合的に考慮しなければならない。財務情報及び非財務情報を活用し、パーキング・メーターの設置継続の要否を引き続き検討されたい。</p>	意見	P33
4	<p>(道路占用料)</p> <p>道路占用許可の更新手続きについて</p>	意見	P37

概 要 版

	<p>「山形県道路占用規則」によれば、占用予定者は占用期間開始 1 か月前に申請し、県の許可を受けるべきところ、占用開始後の許可となった案件がある。事後許可による占用が発生しないよう、早期に更新手続きが完了するように対応すべきである。</p>		
5	<p>(道路占用料) 道路占用者からの申請漏れについて</p> <p>公衆街路灯の設置に関する占用許可申請を行わないまま、過去から道路を占用していた案件が確認された。県として、日常の道路パトロールの強化により、不法占用の防止に留意されたい。さらには「道路管理実務必携」にあるとおり、道路占用許可担当者による定期的及び臨時的なパトロールを実施されたい。</p>	意見	P38
6	<p>(道路占用料) 道路占用者からの申請漏れについて</p> <p>公衆街路灯の設置に関して占用許可の申請漏れが確認された。住民に対して、道路を占用する際には申請を行い、県の許可が必要であることを周知徹底する取組みを検討されたい。</p>	意見	P38
7	<p>(道路占用料) 占用許可及び減免に係る事務について</p> <p>条例や要領に「その他」や「など」のように具体的な記載のない、判断に迷うような許可もしくは減免基準の適用があり、本庁（道路整備課）では、事務の取扱いに注意喚起をすることが必要な場合には、通知を発出するなどして各総合支庁への周知を図っている。ただし、各総合支庁に対して十分な情報提供体制が構築されているとは言えないため、本庁への確認工数や過去資料の再確認の工数を減らすための事務効率を向上するような改善方法を検討されたい。</p>	意見	P39
8	<p>(河川水面使用料及び占用料) 河川区域内の土地の民間団体による占用について</p> <p>占用許可にあたり、河川区域外への移転を促す特記条件を設</p>	意見	P44

概 要 版

	<p>けている許可に関しては、占有者の移転に向けた対応状況を定期的に確認するとともに、今後の占有許可のあり方を検討されたい。</p>		
9	<p>(空港使用料) 米沢ヘリポートの運用のあり方について 米沢ヘリポートの利用状況が低下している中で、収入を大きく超えるコストがかかっている。公共施設であることから、収支状況のみをもって運用のあり方を判断するべきではないが、米沢ヘリポートの近年の利用実績を踏まえ、今後の運用に際しては、更なるコスト削減や、当初の需要見込み回数達成に向けた利用拡大の取組みを行い、それでもなお改善が見込めない場合には、現状に捉われない多様な視点での検討を図られたい。</p>	意見	P58
10	<p>(駐車場収入) 近隣駐車場との比較について 県営駐車場の場合、営業時間（午後 10 時 30 分）を超えてから出庫することができないため、近隣駐車場と比較すると、利便性は決して高いとは言えない。通常の利用が減少傾向にある中で、利用促進のためには営業時間の延長により、普通利用及び定期利用ともに利用の増加が見込まれるため、駐車場の営業時間の延長を検討されたい。</p>	意見	P68
未収金の徴収事務			
1	<p>(県営住宅使用料) 連帯保証人への弁済請求書の送付について 「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」によれば、納付の督促等をして納付がなく滞納額が家賃の 3 か月分に相当するに至ったときは、滞納者及び連帯保証人に対して請求を行うこととなっているが、連帯保証人への弁済請求書の送付が滞納 8 か月分となるまでなされていない案件があった。要領に従い適正に処理する必要がある。</p>	指摘事項	P80
2	<p>(県営住宅使用料) 事務フローについて</p>	指摘事項	P81

概 要 版

	<p>滞納者及び連帯保証人に対して請求を行う事務手続きについて、「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」と「県営住宅家賃滞納整理事務の手引き」の内容に不整合があり、事務フロー図に不備がある。事務処理のよりどころとなる手引きの未更新は現場での処理を混乱させるものであり早期に是正が必要である。</p>		
3	<p>(県営住宅使用料) 催告書送付リストについて</p> <p>催告書発送のためのリストは指定管理者が作成しているが、未納者一覧表から自動作成されないため、作成に大幅な事務時間を費やしている。手作業により作成しているため事務コストがかかっている。未納者一覧表から必要な情報を取り出し、リストの自動作成が可能か検討し、事務コストの削減を検討されたい。</p>	意見	P81
4	<p>(県営住宅使用料) 不納欠損処理について</p> <p>不納欠損処理について、庄内総合支庁ではチェックリストやフロー図を作成し事務の効率化を図っている。このような有効な取組みが他の総合支庁でも共有されるよう検討されたい。</p>	意見	P81
5	<p>(母子寡婦福祉資金特別会計) 審査会の設置について</p> <p>「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」では、貸付の決定について、審査会による審議を規定している。しかし、最上総合支庁では内規により審査会の開催を省略している。本来、貸付資格や保証人の条件、償還計画について合議による話し合いを行うべき審査会が、省略されていることは、なんら合理性がなく、早期に内規を改定し、審査会による合議を行う必要がある。</p>	指摘事項	P91
6	<p>(母子寡婦福祉資金特別会計) 償還指導記録カードについて</p> <p>「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手順マニュアル</p>	意見	P92

概 要 版

	<p>ル」において、督促に関する記録簿となる償還指導記録カードの作成を義務付けている。</p> <p>置賜総合支庁では、償還指導記録カードを作成したうえで、母子寡婦記事台帳の機能を利用し同様の内容をシステムに入力している。事務的に同様の作業が行われており、作業の効率を悪化させている。記載内容が網羅させていれば、償還指導記録カードの様式でなくとも可であることを明確にし、二重の事務作業を解消するよう検討されたい。</p>		
7	<p>(母子寡婦福祉資金特別会計) 一括催告について</p> <p>各総合支庁では、年1回12月にすべての滞納者・保証人に対して一括催告を実施することとしているが、一部の総合支庁では入金継続等を理由に一部の滞納者・保証人に対して催告状の発送を実施していない。</p> <p>一括催告はすべての滞納者・保証人に対して年1回は文書で内容を通知する制度であり、例外を作るべきではないと考える。また、整理簿に基づき、総合支庁管轄・市管轄に仕分ける作業も省略でき、業務の効率化にもつながる。例外なくすべての滞納者・保証人に一括催告を行うことを検討されたい。</p>	意見	P92
8	<p>(平成21年度の措置状況 過年度医業未収金) 文書催告の区別について</p> <p>文書催告の件数について、本人と保証人を区別した集計を行っておらず、保証人に対する具体的な実施件数を把握することができない。保証人に対する手続についての管理資料として有効に機能するよう、文書催告の件数については本人と保証人を区別して集計を行うことを検討されたい。</p>	意見	P141
9	<p>(平成21年度の措置状況 生活保護返還金) 文書による指導について</p> <p>平成22年生活保護基準改定説明会の資料を閲覧したところ、「未収金のある廃止ケースについて担当者間の引き継ぎに留意すること（文書保存年限5年経過後も廃棄しない等、対応すること）」を出席者に口頭で指導した旨の記録があった。</p>	意見	P153

概 要 版

	<p>地方公共団体の人事政策により所管の担当者は数年で交代となる場合が多く、その場限りの口頭による指導ではその有効性は確保されないと考える。当該指導に関して、文書での通知や規程へ盛り込むなどの対応が必要である。</p>		
<p>県税収入の管理事務</p>			
1	<p>(滞納整理の強化) 滞納繰越分の徴収率について</p> <p>個人県民税の滞納繰越額は累積的に増加しており、全体の徴収率の押し下げ要因となっているため、県税収入確保の観点から、滞納繰越分の徴収率向上が必要である。現年課税分の徴収率を維持するとともに、差押・公売等法的手続を徹底し、滞納繰越分の徴収率向上を図られたい。</p>	意見	P171
2	<p>(納税環境の整備) 返戻整理簿の更新について</p> <p>自動車税の納税通知書の返戻整理簿について、村山総合支庁において一定期間更新されていない。返戻整理簿が適時に更新されないことは、納税通知書の転送や納付書の再発送の遅れにつながり、税収確保の阻害要因となり得る。返戻整理簿を適時適切に更新し、転送や納期限変更の事務手続きの確実な実施を担保されたい。</p>	意見	P176
<p>多様な財源の確保</p>			
1	<p>(自動販売機設置場所貸付収入) 自動販売機設置場所貸付に係る入札説明書の記載について</p> <p>入札説明書の記載について、年間販売本数を把握しているにも関わらず「不明」として募集をした案件があった。販売本数は、業者が入札の意思決定をする上での有用な情報であり、今後は情報の記載漏れのないよう対応されたい。</p>	意見	P183
2	<p>(自動販売機設置場所貸付収入) 入札制度への移行状況について</p> <p>病院事業局については、福祉団体等が設置した自動販売機や募金付き自動販売機以外に、民間団体に対しての使用許可による自動販売機設置事例が確認された。病院事業局の経営</p>	意見	P184

概 要 版

	<p>上、これらの自動販売機の設置を入札方式に切り替えることは有益と考えられるため、病院事業局においても「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」を参考に、自動販売機設置にかかる入札方式の導入を検討されたい。</p>		
3	<p>(命名権収入) 県が開示している情報について 命名権の対象となる施設について開示例をさらに充実させるべきと考える。具体的には、対象施設の概要のうち、施設利用者数については、一覧表と併せて開示することを検討されたい。また、現状例示されている施設以外の例示の拡充や、公園や運動場などのように施設をグループ分けするなどして開示を検討されたい。</p>	意見	P191
4	<p>(アンテナショップに係る収入) 賃料等の今後の見直しについて アンテナショップの運営事業者からの賃料について、定期的に見直す必要がある。そのためには、運営事業者の収支状況を把握する必要があるが現状決算書等の入手を行っていない。新規に運営事業者を募集する際はもちろん、既存の運営事業者との契約更新の際にも、契約額の定期的な見直しのために、収支状況を把握できる決算書等の提出を求めていくことを検討されたい。</p>	意見	P198
5	<p>(余剰電力売電収入) 一般競争入札実施対象の拡大について 平成25年度に予定している管理用発電を行っているダムの売電について蔵王ダムを対象外としている。蔵王ダムの余剰電力は、大部分を山形県庁舎で消費しており、平日夜間と土日祝日の発電分が主に売却対象となるため、買取事業者が限定される可能性はあるが、他のダムと同様、一般競争入札の実施を検討されたい。</p>	意見	P205
6	<p>(広告掲出事業に関する収入) 広告媒体の拡大について 「県庁舎内広告」掲出については、不調となる入札案件が</p>	意見	P208

概 要 版

	<p>あるという現状から、広告媒体を拡大できる余地は少ないと考える。ただし、県庁舎以外の県有施設への広告掲出スペース拡充は検討する余地があると考え。県では、「県有財産の総合的な管理・活用の推進」に取り組むこととしており、県有財産の有効活用の観点から、各県有施設の特徴を活かし企業広告の拡大についても検討されたい。</p>		
7	<p>(広告掲出事業に関する収入) ホームページバナー広告について 「山形県ホームページバナー広告」に関しては、スペース上、バナー枠を増やすことは可能であるが、既存の枠に空きが生じている現状では、検討する余地は少ないと考える。しかしながら、アクセス数自体は月平均約 243,000 件と広告媒体としては十分価値があるため、収入確保に向け募集方法等を検討されたい。</p>	意見	P209
8	<p>(やまがた緑環境税) 市町村との連携について みどり環境交付金事業の普及のためには県と市町村との連携が不可欠である。県は各市町村の広報の取組を定期的に把握するなどし、普及広報がより徹底されるよう対応されたい。また、やまがた緑環境税がどのように使われているか県民の目に見える形での周知活動・普及活動の取組を一層増やしていくことを検討されたい。</p>	意見	P223
9	<p>(産業廃棄物税) 基金残高について 産業廃棄物税基金は、残高が増加傾向にあり、収入が支出を上回る状況にある。県は税金として収受した基金を有効に活用する責任があり、増加傾向にある産業廃棄物税基金について、基金残高を適正に管理していくための具体的な方策を明確にされたい。</p>	意見	P230
10	<p>(産業廃棄物税) 課税事務調査について 山形県産業廃棄物税事務処理要領の 13 節では、「申告額の</p>	指摘事項	P234

概 要 版

	<p>妥当性を検証するため定期的に（原則として1年度に1回） 実地調査を行うものとする。」と定めている。しかし、「原則 として1年度に1回の取り扱いについて」の解釈が総合支庁 間で異なっていた。1年度に1回1業者のみの検査では、業 者数が増えるほどすべての業者を検査するのに年数を要し、 課税事務調査の合理性が損なわれる恐れがある。よって、早 期の文言の見直し又は運用の統一を図る必要がある。</p>		
11	<p>（産業廃棄物税） 調査報告書の様式について</p> <p>課税事務調査実施時の調査報告書については、様式が定めら れていないことから、各総合支庁において独自のチェックリ ストを作成したり、異なる様式で調査報告書が作成されてい る。総合支庁間での情報の共有を図り、より効果的かつ効率 的な課税事務調査に努めていただきたい。</p>	意見	P234
12	<p>（産業廃棄物税） 許可証の返還について</p> <p>許可証の更新の際には、旧許可証を返還しなければならない が、許可証を紛失したため、旧許可証の返還がなされないまま新 許可証を交付した事例があった。要領上はあくまでも更新の際 には原本を返還しなければならないのであるから、上記のよ うな簡便な運用は認められないと判断する。今回の事例は内 規としての要領に反しているため、今後は要領に従った処理が なされるよう運用を徹底する必要がある。</p>	指摘事項	P235